



当基準は、感染症の拡大防止を目的とし、職員の出勤停止期間の基準を定めたものです。  
文部科学省の「学校において予防すべき感染症の解説」を基にしておりますが、各出勤停止期間は医師において感染のおそれがないと認められる場合は、医師の指示に従ってください。

## <感染症と出勤停止日数>

### ①インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)新型インフルエンザ等感染症を除く)

・発症したあと5日を経過し、かつ解熱したあと2日を経過するまで

▼①の例

| 発症初日 | 発症後<br>1日目 | 2日目 | 3日目      | 4日目                             | 5日目 | 6日目                |
|------|------------|-----|----------|---------------------------------|-----|--------------------|
| 出勤停止 |            |     |          |                                 |     | 出勤                 |
| 発熱   |            |     | 解熱<br>初日 | 解熱後<br>1日目 2日目<br>(この間に発熱がない場合) |     | 解熱後<br>3日目<br>出勤可能 |

※ただし、医師において感染のおそれがないと認められる場合についてはこの限りではない

### ②新型コロナウイルス感染症

・発症したあと5日を経過し、かつ解熱したあと24時間を経過するまで

### ③感染性胃腸炎など(ノロウイルス・ロタウイルスなど)

・下痢、嘔吐などの症状が消失するまで

※ノロウイルスの罹患時の厨房職員の出勤停止の取り扱いについては、大量調理の特性を考慮し、産業医と相談の上で別途設定しています。詳細は、栄養部の『001検便・ノロウイルス検査マニュアル』を確認のうえ、運用してください。

## <上記以外の感染症>

### ①第1種～第3種の感染症

・医師が感染のおそれがないと認めるまで

(グループ施設勤務医が主治医である場合には、「学校において予防すべき感染症の解説」に従って判断ください)

### ②第1種～第3種以外の感染症

・[学校において予防すべき感染症の解説](#)(公益財団法人:日本学校保健会)を参照ください

上記の感染症に伴う出勤停止期間の取り扱いは、グループの休暇制度である『感染症休暇』及び本人の希望を踏まえ、『有給休暇』の利用が可能です。

お問い合わせ先: 人事部: jinji-ml@hmw.gr.jp